

市で収集しないもの



ステーション収集も施設への搬入もできないもの

処理困難物



- ガスボンベ●バッテリー●車やバイクの部品
- 発火物●危険物●農薬などの薬品●医療器具
- 浴槽●金庫●農機具●農業用ビニール
- タイヤ●鉄筋●鋼材・鉄板(厚さ2mm以上)
- 断熱材●ボイラー●簡易焼却炉●廃油
- ピアノ●健康器具(一部自己搬入により処分可)

処理困難物については、販売店や取扱店等、又は民間の廃棄物処理業者にご相談ください。

リサイクル対象品

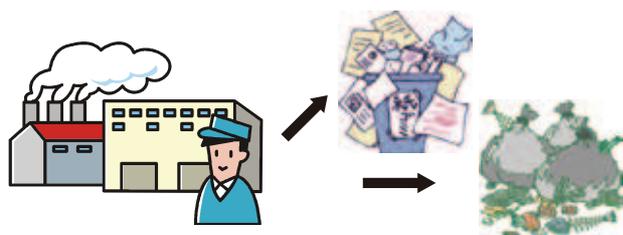


- 家電リサイクル法対象品
(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- 家庭用消火器
- 自動車●自動二輪車

これらの処分方法は17、19ページを参照してください

ステーション収集はできないが施設への搬入はできるもの

事業系ごみ



この分別大辞典は家庭ごみの分別基準を基に作成しています。

事業系ごみの処理については、民間の廃棄物処理許可業者に依頼してください。

ただし、**事業系一般廃棄物(生ごみ、紙くずなど)**と一部の産業廃棄物(木くず・紙くずは月に8トンまで)は、有料で市の施設へ直接搬入することができます。

*50kgまで500円、50kgを超える場合は10kgごとに100円を加算(P25参照)

その他の産業廃棄物は、民間の産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

自己搬入家庭ごみ



- 流し台・洗面台●家庭用パソコン
- マッサージチェア(年間1台まで、自己荷降ろしに限る)
- 木くず●竹
- 剪定くず●切り株●根っこ●ブロック
- コンクリート片●瓦●スレート●庭石
- 土砂 など

これらについてはごみステーションに出すことはできませんが、自己搬入の場合のみ市の施設で処理できます。(詳しくは次ページをご覧ください。)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法律で定める20種類のものです。

民間の廃棄物処理業者については、廃棄物対策課ホームページの一般廃棄物許可業者一覧や、タウンページ等をご確認ください。

施設での処理について



大型ごみや引越しなどで大量に出たごみ等はごみステーションへ出せません。市が許可した収集運搬業者に処理を依頼するか(有料)、次の施設に自己搬入してください。

令和4年10月1日から清掃センター及び最終処分場への搬入は有料となりました。

詳細は25ページをご覧ください。

清掃センター

【所在地】新居浜市観音原町乙122番地1

【電話番号】41-4225

【業務時間】月曜日～土曜日、第2日曜日

8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。
 なお、12月を除いて毎月29日以降は、施設点検のため「燃やすごみ、布団類、古紙類」以外は搬入できません。

施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。
 ※年末やゴールデンウィークは混み合いますので、自己搬入はなるべくお避けください。



搬入できるもの※ごみの種類ごとに分別して搬入してください。

ごみステーションへ出せるもの

- 燃やすごみ ●不燃ごみ ●プラスチック製容器包装 ●びん・缶 ●ペットボトル ●古紙類 ●有害ごみ

ごみステーションへ出せないが施設への搬入ができるもの

- 大型ごみで収集できるもの
戸やサッシなどの建具、角材・パイプ(150cm以下)、トタン、たたみ、板(180cm×90cm以下)、プラスチック波板(180cm×90cm以下)など
- 剪定くず(150cm以下、直径は25cm以下) ●竹(100cm以下) ●家庭用パソコン
- 切り株・根っこ(直径25cm以下) ●健康器具: マッサージチェア、ランニングマシン、サイクリングマシン、乗馬マシン(1家庭年それぞれ1台まで、自己降ろしすること。一部処理困難物有。)
- 家屋などの解体ごみ(業者搬入は事業系ごみ扱い)

※解体ごみを1tを超えて搬入する場合は、事前に清掃センターへ届出が必要になります。
 また、80㎡以上の建物の解体は、建設リサイクル法により事前の届け出が必要になりますので、新居浜市建築指導課(65-1273)へお問合せください。

最終処分場

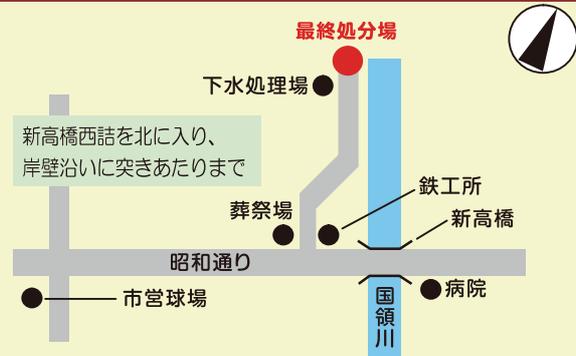
【所在地】新居浜市菊本町二丁目817番2地先

【電話番号】37-5300

【業務時間】月曜日～土曜日、第2日曜日

8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。
 施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。



搬入できるもの※家庭から出たものを自己搬入する場合があります。

- ブロック(30cm以下) ●コンクリート片(30cm以下) ●がれき(30cm以下) ●瓦
- 庭石(30cm以下) ●土砂(草などを取り除く) ●レンガ ●スレート(石綿を含まないもの)

※搬入できるのは1世帯あたり年間1トンまでになります。

家電リサイクル法対象品の処分について

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は「家電リサイクル法」に基づき、メーカーにリサイクルが義務付けられており、市では処分できません。購入店もしくは最寄りの電気店又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に処分を依頼するか、メーカー指定引取場所へ直接搬入してください。（市で収集は行いません。）

なお、処分するためにはリサイクル料金、収集運搬料金が必要です。（メーカー指定引取り場所まで直接搬入の場合はリサイクル料金のみ）

リサイクル料金（税込）（令和6年1月現在）

（一部のメーカーでは料金が異なる場合があります。詳しくは「家電リサイクル券センター」のホームページでご確認ください。

テレビ

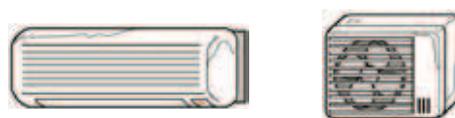
（ブラウン管、液晶、プラズマ）



15型以下…1,320円～3,100円
16型以上…2,420円～3,700円

エアコン（室外機を含む）

※天井埋込型のものは対象外です。



990円～2,000円

冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫・ワインセラー



170ℓ以下…3,740円～5,200円
171ℓ以上…4,730円～5,600円

洗濯機・衣類乾燥機



2,530円～3,300円

処分方法

・購入店がわかる
・買い替えをする

その販売店にリサイクル料金+収集運搬料金を支払い、処分を依頼してください。

・購入店がわからない
・購入店がすでに無い

最寄りの家電小売店又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談し、リサイクル料金+収集運搬料金を支払い、処分を依頼してください。

・指定引取り場所へ
自分で搬入する

事前に最寄りの郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取り場所へ搬入してください。

※収集運搬料金は販売店、一般廃棄物収集運搬業許可業者により異なりますので事前にお問い合わせください。

※郵便局でリサイクル券を購入する際は、メーカー名（製造業者等名）・品目・大きさがが必要です。また、振込手数料が別途かかります。

自己搬入の場合の指定引取場所

四国梱包運送(株)

住 所 新居浜市黒島一丁目1番15号
電 話 45-3533
受入時間 9時～17時
(12時から13時を除く+受付16時30分まで)
休 業 日 日曜・祝祭日・年始・盆休み、
土曜日（不定期）

※休業日は四国梱包運送(株)のHPに掲載されています。

四国西濃運輸(株) 新居浜営業所

住 所 西条市飯岡字杉ノ木1370番地
電 話 56-7088
受入時間 9時～16時30分
(12時から13時を除く)
休 業 日 日曜・祝祭日・年始・盆休み

事前に郵便局でリサイクル券を購入の上、製造メーカーにかかわらず、上記のいずれかの場所まで、直接持ち込んでください。なお、時間帯によっては受け入れができない場合がありますので、事前に電話等で確認してください。

家庭用パソコンの処分について

家庭用パソコンは、次の方法のいずれかで処理してください。

- ① メーカーによる回収（「資源有効利用促進法」に基づく。）
下記のリサイクルマークがあるものは無料で処分できます。マウスやキーボードなどの付属品は一緒に回収してもらえますが、プリンターやスキャナーなどの周辺機器は一緒に回収できませんので、30cmを超える場合は「大型ごみ」として戸別収集に申し込み、30cm以下の場合は「不燃ごみ」として出してください。
- ② 清掃センターへの自己搬入（通常のごみ処理手数料が必要になります。）
小型家電リサイクル法の施行により、自己搬入のみ受け入れ、国の認定事業所へ引き渡します。
（*個人情報が含まれる データは必ず消去してから、清掃センターに自己搬入してください。）



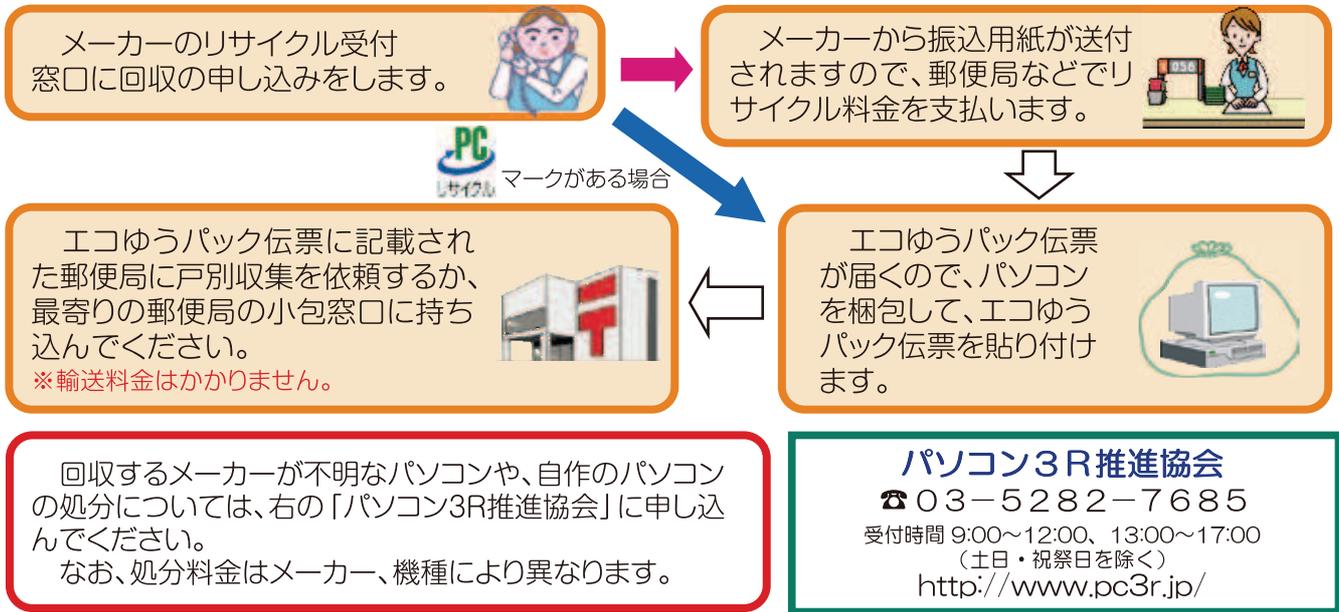
①の場合、パソコンに左のマークがあれば、無料で処分できます。
(平成15年10月以降に販売されたもの)

左のマークがなければ、①の場合、処分時に下記のリサイクル料金が必要です。

メーカー製パソコンのリサイクル料金(税込) (令和6年1月現在) ※メーカーにより料金が異なる場合があります。

デスクトップ PC本体 3,300円	ノートPC 3,300円	ディスプレイ 一体型PC 3,300円 (液晶) 4,400円 (CRT)	液晶 ディスプレイ 3,300円	CRT ディスプレイ 4,400円
------------------------------	---------------------	--	----------------------------	-----------------------------

パソコン処分 (①の場合) までの手続きの流れ



携帯電話等の処分について



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。

通信事業者とメーカーからなる携帯電話・PHSの自主的なリサイクルシステム「モバイル・リサイクル・ネットワーク」により、携帯電話・PHS、スマートフォンの**本体、電池、充電器**は、ブランドに関係なく無償で左記のマークのある販売店等で回収を行っています。
また、不要になった携帯電話等に蓄積・保存されたデータを消去するサポート等も行っていますので、最寄りの販売店等へ持参し、リサイクル回収にご協力ください。

家庭用消火器の処分について

(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して全国的なリサイクルを行っています。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

市内のリサイクル申し込み窓口(特定窓口)(令和6年1月現在)

社名	住所	電話番号	受付時間
いずみサポート(株) 愛媛支社	新居浜市惣開町5番2号	32-5303	8:00~16:45(土日・祝祭日 及び指定定休日を除く)
(有)矢野商会	新居浜市江口町10番17号	32-4696	9:00~17:00(日曜・祝祭日 及び指定定休日を除く)
四国通建(株) 新居浜営業所	新居浜市久保田町二丁目3番2号	37-2757	8:00~17:00(土日・祝祭日 及び指定定休日を除く)
(有)鈴木防災	新居浜市船木甲5085番地1	40-3339	8:00~17:00(土日・祝祭日 及び指定定休日を除く)

処理料金としてリサイクルシール代が必要です。ただし、平成22年以降に販売された消火器には購入価格にリサイクル料金が上乗せされ、リサイクルシールが貼付されています。(引取りを依頼する場合は、別途収集・運搬料金が必要)

※消火器は特殊な高圧容器構造になっているため、市の施設では処理できません。



廃棄二輪車の処分について

廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用をめざして、二輪車のメーカーなどが中心となって自主的に取り組む「二輪車リサイクルシステム」が開始され、現在では廃車時に無料で引取りされます。

(二輪車リサイクルシステム参加事業者が国内で販売した二輪車に限る)

廃棄二輪車の処分方法

廃棄二輪車取扱店に持ち込む場合

右のステッカーが掲示されている取扱店に備え付けの管理票に記入し、廃棄二輪車を引き渡します。

※指定引取窓口までの収集運搬料金がかかります。



指定引取窓口に持ち込む場合

四国梱包運送株式会社 新居浜市黒島一丁目1番15号 TEL: 45-3533

備え付けの管理票に記入し、廃棄二輪車を引き渡します。※収集運搬料金はかかりません。

持ち込みの際には、二輪車の所有者や、排出者が確認できる書類が必要になります。なお、廃棄二輪車の処分に関する詳しいことは下記にお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

受付時間 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始等を除く)



生ごみ処理容器等補助金について

家庭から出る生ごみをたい肥として資源化し、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理容器等を購入するご家庭に対し、購入費の一部を助成しています（指定機種が対象）。

申請者本人の確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）、印鑑（朱肉を使うもの）を持参のうえ、それぞれ申請してください。

※購入前に申請手続きが必要です。



補助対象	補助金額	補助基数	申請場所
 電気式生ごみ処理機	本体価格の2分の1以内 （上限20,000円）	5年度毎に 1家庭1基まで	市内の 指定販売業者
 コンポスト	本体価格の2分の1以内 （上限3,000円）	年度内に 1家庭2基まで	市役所2階 廃棄物対策課 又は 指定販売業者
 密閉式容器	本体価格の2分の1以内 （上限3,000円）		

※コンポスト・密閉式容器の申請場所は器種によって廃棄物対策課と指定販売業者にわかれます。

段ボールコンポスト



誰でも簡単に始められる「段ボールコンポスト」販売の他、相談会、講習会も絶賛実施中!!



詳しくはこちらをチェック!

資源ごみ集団回収推進事業について

ごみの減量化・資源化を目的として、資源ごみ集団回収活動を行っている市民団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しています。

奨励金を申請するためには、まず、団体登録の手続きが必要です。
（年度途中の登録も可能です。）

集団回収を実施した後は？

奨励金の交付は、年4回、四半期ごとに行います。
集団回収を実施後、回収業者が発行する「資源ごみ回収買上証明書」を提出してください。
買上証明書に基づき、奨励金額を査定し、各期の翌月の月末までに交付します。

奨励金額

市場価格の変動に伴い、奨励金額は変更になる場合があります。



詳しくはこちらをチェック!



リユース・リサイクルについて

衣類の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設に回収ボックスを設置して衣類を回収し、リユース、リサイクルしています。不要となった衣類をご自由にお持ち込みください。

回収できるもの

- ①衣類全般（タンスにしまえるもの）
- ②シーツ、毛布、タオル

主な回収場所

◆市役所1階ロビー ◆上部支所 ◆総合福祉センター ◆高齢者生きがい創造学園

回収できないもの

- ①布団、座布団、枕、カーテン
- ②ぬいぐるみ
- ③帽子、靴下、手袋など首・手・足先で使用するもの

使用済み天ぷら油の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設、民間施設に回収ボックスを設置して使用済み天ぷら油を回収し、公用車などの燃料にリサイクルしています。

持参時のお願い

- ①ペットボトルなどの密閉容器に入れて持ち込んでください。
- ②ラードは回収できません。

主な回収場所

◆市役所1階ロビー ◆口屋跡記念公民館 ◆角野公民館
◆高津公民館 ◆中萩公民館 ◆新居浜公民館 ◆若宮公民館
◆神郷公民館 ◆船木公民館 ◆ウイメンズプラザ
◆高齢者生きがい創造学園 ◆その他民間施設

不用品伝言板の利用について

家庭から出る不用品を登録し、希望者がいた場合は直接連絡を取り合っ、受け渡しをしていただくシステムです。

また、探している品物も登録でき、譲っていただける方を探すこともできます。

利用できる方

新居浜市内に在住の営利目的でない個人の方

掲示場所

廃棄物対策課のホームページ、市役所1階ロビー

登録受付

廃棄物対策課のホームページ
廃棄物対策課窓口・電話

登録できないもの

- 車やバイク
- 商品券や旅行券などの金券
- 貴金属や美術品など高価なもの
- 法律によりリサイクル料金が科せられるもの（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）



あなたのおもちゃ
使ってくれる人が
いればいいね



なお、児童・生徒の制服類を譲り受けたい方は、学校、幼稚園、保育園に通う予定の方と、すでに通っている方に限ります。

（健康保険証等で、使用される方の本人確認をさせていただきます。）